

第3章 復興事前準備の取組事例の解説

1 事例整理の視点

本事例集では、前述の課題や現状を踏まえて、次の視点で事例を整理している。

市町村による事例

- ・復興事前準備の着手のきっかけ
- ・復興事前準備の進め方
- ・復興事前準備の5項目別の取組内容のパターン

都道府県による市町村への働きかけ方の事例

- ・都道府県による管内市町村への働きかけの内容

復興事前準備の主流化に向けては、取組が進んでいない自治体において、復興事前準備の必要性に気づくことが重要であることから、先進事例から「取組のきっかけ」となった事項や取組内容を抽出し整理している。

先進事例を見ると、既往の法定計画の改定にあわせて、復興事前準備の検討を開始し、取組を位置づけ、その後、他の法定計画にも順次位置づけていく事例や、復興事前準備の内容を総合的にまとめた任意の事前復興計画を策定した事例が見られる。

そのため、具体の市町村がどのように復興事前準備に取り組んでいるのかがわかるよう、復興事前準備の進め方をタイプに分類し整理している。

加えて、復興事前準備の5つの項目の取組内容を、より具体的にイメージできるよう、パターン化して整理している。

なお、個別の事例紹介にあたっては、自治体の特性や事例の特徴を整理するとともに、担当部局がわかるよう、市町村の担当課名を記載している。

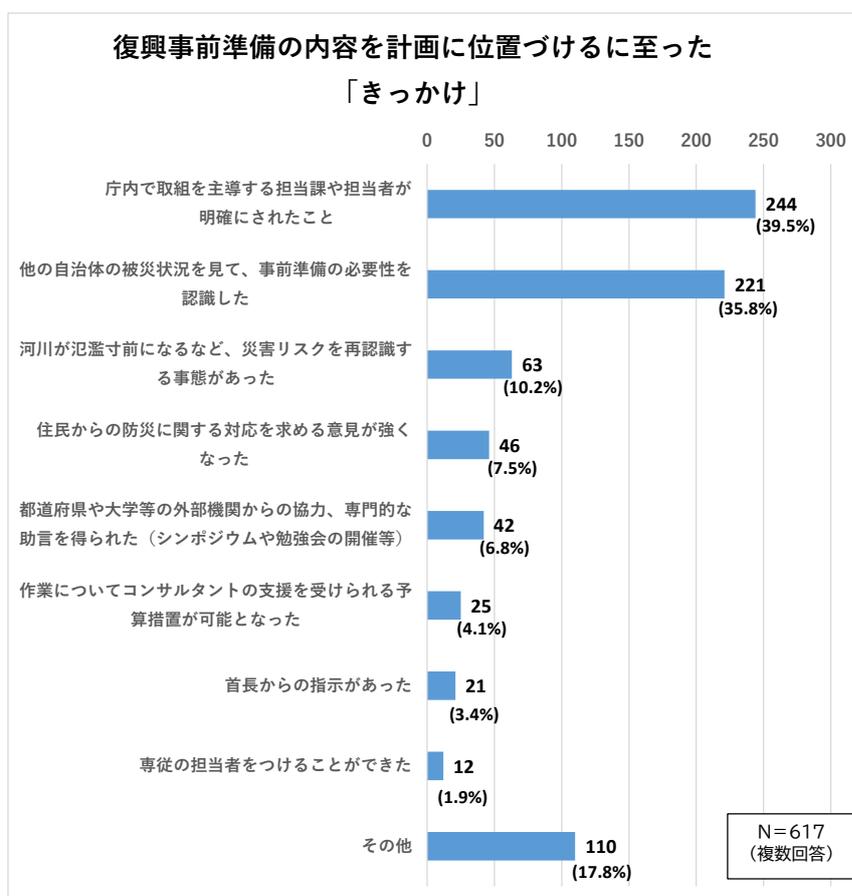
その他、市町村の復興事前準備の取組状況は、都道府県による働きかけの影響も大きいことから、都道府県による管内市町村への働きかけの内容を整理している。

2 復興事前準備の着手の「きっかけ」と必要性の理解を広げる取組

庁内で復興事前準備の担当部署を明確にすることが有効である。
担当部署は、まちづくり部局が中心となり取り組んでいく。

令和3年度取組状況調査における、復興事前準備を計画に位置づける「きっかけ」に関する設問では、「庁内で取組を主導する担当課や担当者が明確にされたこと」と、「他の自治体の被災状況を見て、事前準備の必要性を認識した」という回答が特に多くなっている。

このほか、「河川が氾濫寸前となるなど、災害リスクを再認識する事態があった」、「住民からの防災に関する対応を求める意見が強くなった」、「都道府県や大学等の外部機関からの協力、専門的な助言を得られた(シンポジウムや勉強会の開催等)」などの回答も多かった。



過去の大規模災害からの復興まちづくりでは、復興計画は、企画部局が主となりとりまとめを担い、そのうち市街地部分の復興計画は、まちづくり部局が主となり進められていることが多い。

そのため、ガイドラインでは「復興事前準備は、被災後、復興まちづくりの実施主体となっていく、まちづくり部局が中心的に取り組む必要がある。」としている。

各自治体での事務分掌状況を踏まえつつも、担当部署を明確にし、復興事前準備に取り組む体制をまずは整えることが重要であり、その先導をまちづくり部局が担うことが期待される。

先進事例からは、復興事前準備の必要性の理解を広げるために、以下の取組が実施されているので、参考にされたい。

- (1) 担当課を明確化して取組を進める事例
- (2) 庁内で関係部署が集まり勉強会を開催した事例
- (3) 復旧・復興まちづくりサポーター制度の活用により意識醸成した事例
- (4) 講演会、説明会の開催により復興事前準備の取組への機運を醸成した事例
- (5) 地元発意からの、復興事前準備の取組事例

(1) 担当課を明確化して取組を進める事例

和歌山県美浜町

- ・ 南海トラフ巨大地震の発生による大規模な被災が想定され、和歌山県の復興計画事前策定に関する指針が策定されたことを受けて、副町長及び防災企画課の職員が担当となり、事前復興計画を策定した。

(2) 庁内で関係部署が集まり勉強会を開催した事例

神奈川県厚木市 「防災都市づくりに係る庁内勉強会」の事例

1 目的

- ・ 厚木市では、令和4年度に策定を予定している「厚木市防災都市づくり計画」に復興事前準備の取組を位置付けることとしている。一方で、庁内の「防災」への意識としては、「災害対応」や「復旧」への意識が強く、「復興」への意識が十分浸透していなかったため、「復興」の取組が発災直後から並行して始まることや、その大変さ等を庁内で共有し、復興事前準備の必要性を意識付けしていくことを目的に、国からの支援を受け、庁内勉強会を開催した。

2 出席者

- ・ まちづくり部門や都市基盤部門を中心に、復興事前準備の取組に関わる部署の職員（課長職など）が出席したほか、庁内に開催を周知し、出席希望者を募った。

■出席課（主催：都市計画課）

危機管理課、企画政策課、行政経営課、地域包括ケア推進課、こども育成課、環境政策課、農業政策課、まちづくり計画部各課（住宅課、建築指導課等）、都市整備部各課（下水道施設課、河川ふれあい課、市街地整備課等）、道路部各課、消防総務課、学校給食課

3 勉強会の内容

- ・ 復興事前準備に関する国の取組や、復興事前準備の重要性、他自治体の取組事例等について説明を受け、意見交換し理解を深めた。

4 今後の予定

- ・ 次年度以降も引き続き、同様の勉強会の開催を予定している。

防災都市づくりに係る庁内勉強会 概要

1. 日時：令和3年11月1日（月）
2. 場所：本庁舎大会議室
3. 議事
 - (1) 開会・趣旨説明
 - (2) 復興事前準備の取組について
《説明：国土交通省都市局都市安全課 都市防災対策企画室 課長補佐ほか》
 - ① 国の取組
 - ② 復興事前準備の重要性
 - ③ 豪雨災害時の復興取組内容事例
 - ④ 厚木市の復興事前準備状況
- (3) 質疑・意見交換
- (4) 閉会

(3) 復旧・復興まちづくりサポーター制度の活用により意識醸成した事例

群馬県前橋市 西予市における平成 30 年西日本豪雨時の経験の講演

1 目的

- ・ 前橋市では、令和 2 年度の都市計画マスタープランの改定や、国土強靱化計画の策定の際、国土交通省主催の円滑な復興まちづくりへの推進会議に出席し、復興に関する記載を検討したことをきっかけに、国土強靱化計画を策定した防災危機管理課を含め、担当者レベルで復興事前準備の取組に向けて動き始めた。
- ・ 災害時の対応に備え、危機意識を高めることが重要であることから、復旧・復興まちづくりサポーター制度を活用し、サポーターによる被災自治体での経験に関する講演を企画した。

2 出席者

- ・ 復興計画の策定にあたっては、まちづくり部門や都市基盤部門だけでなく、企画及び財政部門の参加も必要と考え、会議メンバーを構成した。

事務局：都市計画課

出席者：防災危機管理課、政策推進課、建築指導課、建築住宅課、市街地整備課、区画整理課、道路建設課、水道整備課、下水道整備課、財政課

3 勉強会の内容

- ・ 復興事前準備の必要性、西予市による平成 30 年 7 月西日本豪雨時の経験に関する講演と、都市計画課から前橋市の復興事前準備の進め方について説明を行った。



第 1 回復興事前準備関係課会議 次第

- (1) 開会・趣旨説明
- (2) 復興事前準備について
 - ① 復興事前準備ガイドラインの紹介
 - ② 質疑
- (3) (講演) 復興事前準備の必要性
西予市における平成 30 年西日本豪雨時の経験から
- (4) 前橋市の想定災害と災害リスク地域
- (5) 前橋市における復興事前準備の進め方



(4) 講演会、説明会の開催により復興事前準備の取組への機運を醸成した事例

静岡県富士市 「震災復興シンポジウムの開催」の事例

1 目的

- 平成 25 年に静岡県が発表した「静岡県第 4 次地震被害想定」では、南海トラフ巨大地震が発生した場合、本市では最大で死者約 140 名、全壊約 6,180 棟の甚大な被害が想定された。被災後、着実に復興支援への道のりを歩むには普段から復興を皆で考えておく必要があった。そのため、復興や防災等の分野で先進的な取組や研究を行っている学識経験者を招き、震災からの都市の復興に向けた意識を高めるため、シンポジウムを開催した。



2 シンポジウム開催後のアンケート調査結果

- シンポジウム終了後に実施したアンケートでは、事前復興の必要性について賛同する意見が大半を占めるとともに、平常時から行政が復興の方針や進め方を示してほしいとの意見も多数寄せられた。

(5) 地元発意からの、復興事前準備の取組事例

徳島県美波町

東日本大震災の被災映像や、被害想定公表による地域住民の意識の芽生えから始まる

参考文献：日本災害復興学会誌 復興 (16号 VOL.7 NO.4) 2016.9 特集 事前復興

～わが国における事前復興の取組み～

- 東日本大震災の被災映像や、度重なる衝撃的な被害想定公表により、由岐湾内地区の住民は、地震・津波に対する諦めや、津波の来ない所に引っ越したいという意識が芽生え、就職や進学、結婚等を機に転出する、震災前過疎という現象が起こり始めた。
- 震災前過疎が進めばコミュニティが成り立たなくなり、自治体基盤の崩壊にも繋がりがねない。一方、高齢者は、南海トラフ巨大地震から生き残れたとしても、地区内での復興を諦め、町外に暮らす親族を頼って移住する。そうになると、更なる過疎を招き、震災で地域が消えてしまうかもしれない。
- そうならないために、平成 24 年 1 月から「事前復興まちづくり」に取り組み始めている。

3 復興事前準備の進め方

(1) 進め方のタイプ

先進事例では、復興事前準備の取組を計画へ位置づける方法としては、「A 法定計画を活用するタイプ」と「B 任意の計画として事前復興計画を策定するタイプ」が挙げられる。

復興事前準備を進めるにあたり、復興事前準備の取組内容を計画へ位置づける方法としては、大きく下表の2つのタイプに分けられる。先進事例における復興事前準備の進め方としては、「A 法定計画を活用するタイプ」や「B 任意の計画として事前復興計画を策定するタイプ」のほか、これらを組み合わせて取組を進めるタイプがある。

表 復興事前準備の取組の進め方

タイプ	特徴	長所	留意点
A 法定計画を活用するタイプ	・法定計画の改定・策定時に復興事前準備の内容を検討し位置づけて公表する	・日常業務の中で復興事前準備の対応が可能 ・策定委員会形式の中で専門家の知見も踏まえ、庁内調整しながら取組むことが可能	・各計画間の連携が重要
B 任意の計画として事前復興計画を策定するタイプ	・個別の任意計画として復興事前準備に関する計画を策定し庁内で共有する	・短期間で復興事前準備を進めることが可能	・策定体制や予算の準備確保が必要

復興事前準備の取組を計画に位置づけるにあたり、どのタイプで進めるかは、下表の点に留意して選択することが考えられる。

表 復興事前準備の計画への位置づけ方 タイプを選択する視点

	タイプを選択する視点
A 法定計画を活用するタイプ	・近々、法定計画の改定や策定が予定されている ・任意の事前復興計画策定の専任担当や予算の確保が難しい
B 任意の計画として事前復興計画を策定するタイプ	・近々、法定計画の改定や策定が予定されていない ・大規模な災害が発生する切迫度が高く、短期間で復興事前準備の取組を進める必要性が高い ・復興事前準備の実施の必要性が庁内で共有されていて、専任担当や予算の確保が可能

法定計画に位置づけるタイプについて、具体的な法定計画と、計画に位置づける内容は、ガイドラインに示されているとおり、地域防災計画に、「復興体制」や「復興手順」、「復興訓練」を位置づける事例が多く、市町村マスタープランには、基礎データの分析を行った上で、復興における目標等を位置づける事例が多い。

このほか、防災都市づくり計画や津波防災地域づくり推進計画、立地適正化計画（防災指針）においても、基礎データを分析し、復興における目標等を位置づける事例が見られる。

(2) 具体の事例

「A 法定計画を活用するタイプ」の先進事例では、複数の法定計画を組み合わせることで復興事前準備の取組を位置づけている事例が多い。

先進事例の中には、復興事前準備の取組が進められていなかった市町村において、法定計画に、復興事前準備に取り組むことや、復興体制、復興手順等の基礎的内容を位置づけることで取組着手のきっかけとしているものも見られる。

法定計画の改定にあわせて順次、復興事前準備の取組を位置づける方法も有効である。

■岡崎市(愛知県)の事例：A 法定計画を活用するタイプ【地震】

- ・岡崎市では、愛知県による「事前復興の取組に関するガイドライン(案)」のとりまとめ作業の一環として実施された、住民との復興訓練である「事前復興まちづくり体験」で復興事前準備の必要性を確認した。→Step1 を実施
- ・その後、愛知県が東日本大震災後に実施した「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査」の公表を受けて、「南海トラフ地震被害予測調査」、「岡崎市災害危険度判定調査(主に火災延焼による危険性と避難・消防活動の困難性の高い区域の抽出)」を実施し、市内の被害想定を公表している。→Step3・Step4 を実施
- ・こうした被害想定の確認を踏まえて「岡崎市地震対策アクションプラン」をとりまとめ、予防的な対策に取り組むにつれ、「岡崎市防災都市づくり計画」を策定し、その中で復興事前準備に取り組む方針を明記した。
- ・その後、「愛知県震災復興都市計画の手引き」を活用しながら「岡崎市震災復興都市計画の手引き」をとりまとめて復興手順および体制の事前検討を行った。→Step5 を実施
- ・さらに「岡崎市都市計画マスタープラン」の「防災に関する方針」で「復興事前準備の取組の推進」を位置づけたうえで、以下のような今後の都市づくりの取組の推進を明記している。

<基本方針5 復興事前準備の取組の推進>

災害発生前から防災に関する計画づくりやハード・ソフト対策を推進するとともに、市民や事業者などとともにまちの防災性を向上させる取組を促し、災害に強く、早急な復旧・復興ができる都市を目指します。

- ・このように、愛知県の取組と連携しながら、法定計画の策定作業の中で着実に復興事前準備を進めてきている。

表 岡崎市での復興事前準備に関する取組経緯

	関連の出来事	取組
平成 22 年度	東日本大震災発災 (平成 23 年 3 月 11 日)	
平成 24 年度	愛知県震災復興都市計画の手引き(手続き編:平成 24 年 4 月)	
	愛知県震災復興都市計画の手引き(計画編:平成 25 年 3 月)	
平成 25 年度	防災都市づくり計画策定指針 (平成 25 年 5 月)	社会資本総合整備計画【当初】 (平成 26 年 3 月 24 日)
	愛知県事前復興の取組に関するガイドライン(案) (平成 26 年 3 月)	愛知県による事前復興まちづくり体験 (平成 25 年 11 月～12 月)
平成 26 年度	愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果公表(平成 26 年 5 月)	岡崎市南海トラフ地震被害予測調査報告書公表 (平成 27 年 3 月)
平成 27 年度		岡崎市災害危険度判定調査結果公表 (平成 27 年 10 月)
平成 29 年度		岡崎市地震対策アクションプラン (平成 30 年 2 月)
平成 30 年度	復興まちづくりのための事前準備ガイドライン公表(平成 30 年 7 月)	岡崎市防災都市づくり計画 (平成 31 年 3 月)
		岡崎市震災復興都市計画の手引き (平成 31 年 3 月)
令和元年度		岡崎市地震対策アクションプラン (令和元年 4 月改訂)
		岡崎市地域強靱化計画策定 (令和 2 年 3 月 31 日)
令和 2 年度		岡崎市地震対策アクションプラン (令和 2 年 4 月改訂)
		岡崎市都市計画マスタープラン改定 (令和 3 年 3 月)

■田原市(愛知県)の事例：A 法定計画を活用するタイプ【地震・津波】

- ・田原市では、東日本大震災の発生を受けて「田原市東海・東南海・南海地震の地震被害想定調査」を実施した上で「地震・津波防災戦略」を策定して予防的な対応に着手した。さらに愛知県の被害予測調査結果の公表を受け、改めて「田原市南海トラフ地震被害予測調査」を実施し被害想定を確認した。→Step3・Step4 を実施
- ・想定される地震、津波災害の状況を前提に「田原市都市計画マスタープラン」「田原市津波防災地域づくり推進計画」「田原市国土強靱化地域計画」を同時期に策定した。
- ・各計画において津波被害への対応として、多重防御で対応することも含めてL1、L2津波への対応方針が明記されている。盛土道路整備や長期的な移転の検討等の位置づけや住民と共に事前復興計画を策定すること等も明記されている。→Step6 を実施
- ・こうした一連の取組は、防災対策課と街づくり推進課とがそれぞれの計画策定を担いながらも、歩調を合わせて取組んでいる。

表 田原市での復興事前準備に関する取組経緯

	関連の出来事	取組
平成 22 年度	東日本大震災発災 (平成 23 年 3 月 11 日)	
平成 23 年度	津波防災地域づくり法	田原市東海・東南海・南海地震の地震被害 想定調査公表(平成 24 年 2 月)
平成 24 年度	愛知県震災復興都市計画の手 引き(手続き編:平成 24 年 4 月)	地震・津波防災戦略(緊急地震・津波 対策 5 箇年計画)を策定→平成 28 年 5 月廃止
		社会資本総合整備計画 (平成 24 年 3 月 21 日)
平成 25 年度	防災都市づくり計画策定指針 (平成 25 年 5 月)	
	愛知県事前復興の取組に關する ガイドライン(案)(平成 26 年 3 月)	
平成 26 年度	愛知県東海地震・東南海地 震・南海地震等被害予測調査 結果公表(平成 26 年 5 月)	
	愛知県津波浸水想定公表 (平成 26 年 11 月)	田原市南海トラフ地震被害予測調査 (平成 27 年 3 月)
平成 27 年度		改定版田原市都市計画マスタープラン (平成 28 年 3 月)
平成 28 年度		田原市国土強靱化地域計画策定 (平成 28 年 4 月)
		田原市津波防災地域づくり推進計画策定 (平成 28 年 5 月)
平成 30 年度	復興まちづくりのための事前 準備ガイドライン公表(平成 30 年 7 月)	
令和 3 年度		田原市津波防災地域づくり推進計画一部改訂 (令和 3 年 6 月)
		田原市国土強靱化地域計画一部改訂 (令和 3 年 6 月)

■伊豆市(静岡県)の事例：A 法定計画を活用するタイプ【地震・津波・水害】

- ・伊豆市では、静岡県が策定した「震災復興都市計画行動計画」に基づき、「伊豆市震災復興都市計画行動計画」を策定した。→Step5 を実施
- ・また、津波防災地域づくり法に基づく「伊豆市”海と共に生きる”観光防災まちづくり推進計画」(推進計画)を策定し、津波浸水により発生が想定される被害の状況を確認するとともに、予防的対応を中心とする対応策を策定した(以降2回の改訂)。→Step6(あるいは地区限定のStep8)を実施
- ・さらに「伊豆市国土強靱化地域計画」のなかで復興時の各種用地確保や復興拠点づくりの方針、津波浸水エリアの復興まちづくりの目標案を検討し公表した。この内容は「伊豆市都市計画マスタープラン」にも位置づけられた。→Step6 を実施
- ・これらの取組は、都市計画課と危機管理課とがそれぞれの役割を担ったうえで適宜協議の場を持ちながら内容を調整しつつ進められてきている。

表 伊豆市での復興事前準備に関する取組経緯

	関連の出来事	取組
平成 21 年度以前	震災復興都市計画行動計画 (静岡県・平成 9 年 8 月)	
平成 22 年度	東日本大震災発災 (平成 23 年 3 月 11 日)	
平成 23 年度	津波防災地域づくり法	
平成 25 年度	防災都市づくり計画策定指針 (平成 25 年 5 月)	
	静岡県第 4 次地震被害想定 (平成 25 年 6 月、11 月公表)	
	震災復興都市計画行動計画 (静岡県・平成 25 年 12 月改訂)	
平成 26 年度	相模トラフ沿いで発生する地震の地震動・津波浸水想定(平成 27 年 1 月公表)	
平成 28 年度		伊豆市震災復興都市計画行動計画 (平成 28 年 6 月)
平成 29 年度		伊豆市”海と共に生きる”観光防災まちづくり推進計画(平成 29 年 5 月、同年 12 月)
平成 30 年度	復興まちづくりのための事前準備ガイドライン公表(平成 30 年 7 月)	
令和元年度		伊豆市”海と共に生きる”観光防災まちづくり推進計画第三版(平成 31 年 4 月)
令和 2 年度		伊豆市国土強靱化地域計画(令和 2 年 11 月)
令和 3 年度		伊豆市都市計画マスタープラン(令和 3 年 10 月)

「B 任意の計画として事前復興計画を策定するタイプ」の先進事例は、南海トラフ地震や首都直下型地震が想定される市町村で策定が進められている。

事前復興計画の中でも、復興事前準備の5項目との関係で様々なパターンが確認できることから、市町村ごとに取組状況に応じた選択が必要である。

事前復興計画を策定するタイプでは、復興事前準備の5つの項目との関係で様々な内容構成となっている。

復興計画の内容構成の考え方と復興手順を中心に整理している事例(静岡県富士市、高知県香南市)、復興まちづくりの方向性を示すパターンを検討まで実施している事例(和歌山県)が確認できる。

内容構成については当該自治体における災害の切迫度、被害想定の大きさ、住民の防災・減災への意識、これまでの復興事前準備への取組等を踏まえて選択することが必要である。

表 事前復興計画の事例 目次構成

<p>(静岡県) 富士市 事前都市復興計画 平成 28 年 3 月</p>	<p>(高知県) 香南市 事前都市復興計画 平成 30 年 10 月</p>	<p>和歌山県 復興計画事前策定の手引き 第 2 章 復興計画事前策定の進め方 平成 30 年 7 月</p>
<p>I はじめに</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事前都市復興計画とは、 ・ 背景、役割、位置づけ等 <p>II 復興ビジョン編</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 復興ビジョン編の概要 2. 富士市の現状等 3. 復興まちづくりの課題 4. 復興まちづくりの基本理念 5. 復興まちづくりの目標及び基本方針 <p>III 復興プロセス編</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 復興プロセス編の概要 2. 復興まちづくりのながれ 3. 復興まちづくりの体制 4. 分野別の復興プロセス 5. 復興まちづくりへの意識向上の取組 <p>IV 事前都市復興計画の運用</p>	<p>第 I 編 総則</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事前復興計画の概要 <p>第 2 編 復興ビジョン編</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 復興ビジョン編の概要 2. 香南市の現状 3. 復興まちづくりの課題 4. 復興まちづくりの基本理念 5. 復興まちづくりの目標・施策 <p>第 3 編 復興プロセス編</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 復興プロセス編の概要 2. 復興まちづくりのながれ 3. 復興まちづくりの体制 4. 分野別の復興プロセス 	<ol style="list-style-type: none"> 1. まちの現状把握と復興計画事前策定対象地区の選定 2. 復興計画事前策定対象地区の現状分析とポイント整理 3. 復興計画事前策定における基本的な方針 4. あらかじめ取り組むべきこと <ol style="list-style-type: none"> (1) 地籍調査の推進 (2) 復興まちづくり利用適地の抽出 (3) 応急仮設住宅用地や災害廃棄物処理用地等の広域調整 (4) 復興まちづくりに向けた体制の整備等 (5) 復興まちづくりの事業手法の整理 (6) 地域産業の強化支援 (7) 公共施設の高台移転等事前の取組 (8) 計画策定における合意形成 5. 「復興まちづくりイメージ」の作成 <ol style="list-style-type: none"> (1) 復興まちづくりのパターン <p>「復興まちづくりイメージ」の作成事例</p>

■富士市(静岡県)の事例：B 任意の計画として事前復興計画を策定するタイプ【地震・津波】

・富士市では、東日本大震災の発生や静岡県による地震被害想定を発表を受けて、改めて大規模災害の発生時の復興事前準備の必要性を庁内で認識し「自然災害からの都市の復興を考える勉強会」を開催した。この中で、復興事前準備計画の策定について、機運を高めた。

→Step1、Step2 を実施

・また初動期に市民向けの「富士市震災復興シンポジウム」を開催し、取組の必要性をPRしている。

・同時期に「富士市都市計画マスタープラン」を策定し、復興の目標などを検討した。その後、「富士市事前都市復興計画」の策定に着手し体制、手順、訓練、基礎データについての対応を検討し、地域防災計画へと反映している。

→Step3 から Step8 までを実施

・さらに、復興まちづくり訓練を継続的に実施し、一部の地区では、訓練の成果を都市計画マスタープラン地区別計画として反映している。→フォローアップ Step2 を実施

・その他「富士市事前都市復興計画」の体制と手順の内容をより具体化するために、庁内職員向けの「富士市事前都市復興計画行動マニュアル」を作成している。

表 富士市での復興事前準備に関する取組経緯

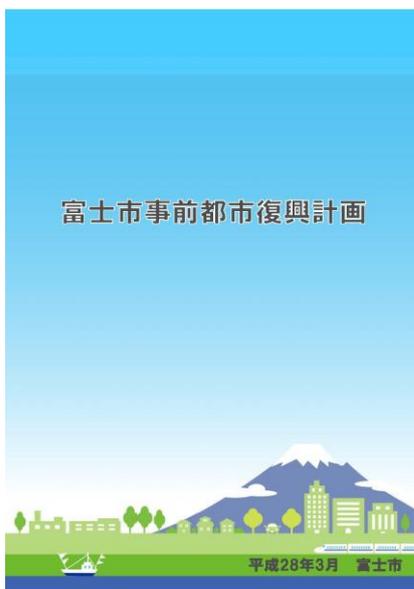
	出来事	取組
平成 22 年度	東日本大震災発災 (平成 23 年 3 月 11 日)	
平成 23 年度	津波防災地域づくり法	
平成 25 年度	静岡県第 4 次地震被害想定 (平成 25 年 6 月、11 月公表)	「自然災害からの都市の復興を考える勉強会」(庁内)／富士市震災復興シンポジウム開催(市民向け)
	震災復興都市計画行動計画 (静岡県・平成 25 年 12 月改訂)	富士市都市計画マスタープラン (平成 26 年 2 月)
平成 26 年度		富士市事前都市復興計画策定作業開始
平成 27 年度		富士駅北口周辺地区復興まちづくり訓練
		富士市事前都市復興計画 【復興ビジョン編】【復興プロセス編】 (平成28年3月)
		富士市事前都市復興計画行動マニュアル (平成28年3月)
平成 28 年度		元吉原地区復興まちづくり訓練 元吉原地区まちづくり計画※
平成 29 年度		田子浦地区復興まちづくり訓練 田子浦地区まちづくり計画※
平成 30 年度		吉原本町駅周辺地区復興まちづくり訓練
令和元年度		吉原本町駅周辺地区復興まちづくり訓練
令和 3 年度		須津駅周辺地区復興まちづくり訓練

※いずれも都市計画マスタープラン地区別計画として策定

表 富士市における復興事前準備の内容と計画との関係

計画		復興体制	復興手順	復興訓練	基礎データ	復興目標 (復興計画)
地域防災計画	富士市地域 防災計画 (令和3年2月)	◎	○ 都市の復興については、事前都市復興計画に沿うことを記載	—	—	○ 都市復興は事前都市復興計画と調整することを記載
都市計画マスタープラン (MP)	富士市都市計画マスタープラン (平成26年2月策定)	—	—	◎ 都市防災の基本方針に、復興まちづくり訓練の実施について記載	—	—
事前復興計画	富士市事前都市復興計画・ビジョン編 (平成28年3月策定)	—	—	—	◎	◎ 将来都市構造はMPによることを記載
	富士市事前都市復興計画・プロセス編 (平成28年3月策定)	◎ 市民、事業者、行政等の関係者の役割を明記	◎ 分野別に明記	◎ 住民による訓練の流れを明記	—	—
その他の計画	富士市事前都市復興計画行動マニュアル	◎	◎	—	—	—
関連計画等			静岡県震災復興都市計画行動計画あり		静岡県第4次地震被害想定あり	

◎:内容に関する中心的な計画となる ○:他計画の内容を受け止める



発災後策定する「復興計画」は本計画を踏まえる

発災後に策定する「復興計画」については、本計画を踏まえ策定します。

上位計画

- ◆富士市総合計画
- ◆富士市都市計画マスタープラン
- ◆富士市地域防災計画

即す

富士市事前都市復興計画

整合連携

関連計画

- ◆富士市地域福祉計画
- ◆富士市津波避難行動計画
- ◆田子の浦港振興ビジョン など

上記を踏まえ策定

発災後

富士市復興計画

復興まちづくりの展開

出典:富士市事前都市復興計画

■香南市(高知県)の事例:B 任意の計画として事前復興計画を策定するタイプ【地震・津波】

- ・香南市では、南海トラフ地震に備えて、沿岸部の防災まちづくりの対応や市庁舎の移転等を主題とした「香南市まちづくりグランドデザイン」を作成し、これらの内容を「香南市都市計画マスタープラン」に反映することで復興の目標を計画に位置づけた。→Step1 から Step4 を実施
- ・その後、高知県による「高知県震災復興都市計画指針」の作成や、県主催の職員訓練への参加などにより事前復興計画の必要性を認識して、作成に着手することとなり、復興計画のひな形となる「ビジョン編」と、復興プロセスを整理した「プロセス編」からなる「香南市事前都市復興計画(ビジョン編・プロセス編)」を策定した。→Step5 から Step7 を実施
- ・その後も、住民参加による復興まちづくり訓練に取り組んでいる。→フォローアップ Step2 を実施

表 香南市での復興事前準備に関する取組経緯

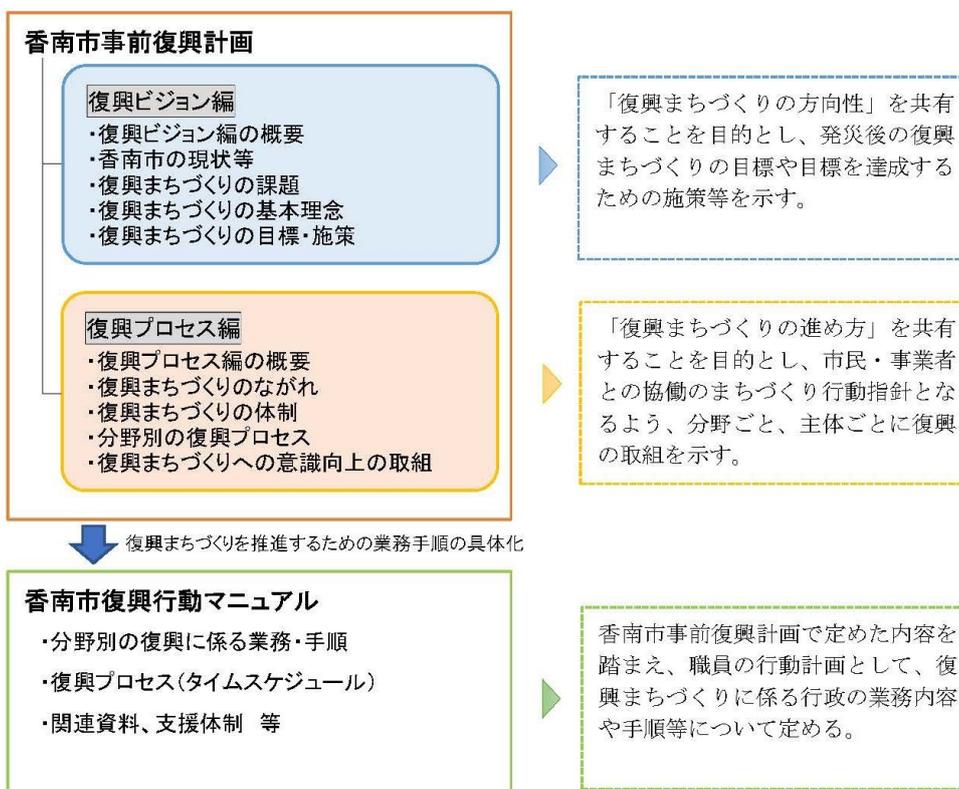
	出来事	取組
平成 22 年度	東日本大震災発災 (平成 23 年 3 月 11 日)	
平成 23 年度		
平成 24 年度		
平成 25 年度		香南市まちづくりグランドデザイン構想策定 (平成 26 年 3 月)
平成 26 年度		香南市まちづくりグランドデザイン基本計画 (平成 27 年 3 月)
平成 27 年度	高知県による市町村職員向け模 擬訓練の開催 (平成 27 年 11 月)	香南市まちづくりグランドデザイン (平成 28 年 3 月)
	高知県震災復興都市計画指針 (平成 28 年 3 月)	
平成 28 年度		第 2 次香南市振興計画 (平成 29 年 3 月)
平成 29 年度		
平成 30 年度		香南市都市計画マスタープラン (平成 30 年 5 月)
令和元年度		香南市事前復興計画(第 1 版) (平成 30 年 10 月)
令和 2 年度		香南市地域防災計画 (令和 2 年 2 月)

表 香南市における復興事前準備の内容と計画との関係

計画	復興体制	復興手順	復興訓練	基礎データ	復興目標 (復興計画)
地域防災計画	◎ 災害復興本部 が明記	○ 都市復興のプロ セスが明記	—	—	○ 復興方針、復興 計画の内容等が明記
都市計画 マスター プラン (MP)	—	—	◎ 実施する方針 が明記	◎ 都市計画基礎 調査の結果の 一部が記載	◎ 災害予防の内 容を中心に明 記
事前復興 計画	◎ 復興業務にお ける人員支援 の方針につい て明記	◎ 市民、事業 者、行政等の 関係者の役割 を明記	◎ 住民による訓 練の流れを明 記	◎ MP 作業と並行 して策定	◎ 都市構造は MP によることを 記載
	◎ 復興業務にお ける人員支援 の方針につい て明記	◎ 分野別に明記	◎ 住民による訓 練の流れを明 記	—	—
その他の 計画	◎ 復興業務にお ける人員支援 の方針につい て明記	—	—	—	—
関連計画等	—	高知県震災復興都市計画指針(手引書)【手続き編】あり	高知県震災復興都市計画指針(手引書)【計画編】あり	—	高知県震災復興都市計画指針(手引書)【計画編】あり

◎:内容に関する中心的な計画となる ○:他計画の内容を受け止める

香南市事前復興計画の構成



出典:香南市事前復興計画

■太地町(和歌山県)の事例：B 任意の計画として事前復興計画を策定するタイプ【地震・津波】

- ・太地町では、平成 28 年度から高台移転に関する検討を開始し、平成 29 年度には、「太地町国土強靱化地域計画」を策定する際に、和歌山県により公表された「南海トラフの巨大地震及び「東海・東南海・南海 3 連動地震」による津波浸水について」を参照し、被害想定や復興事前準備の必要性などを認識している。→Step3・Step4 を実施
- ・その後、和歌山県が策定した「復興計画事前策定の手引き」に沿いながら「復興まちづくりに関する住民意向調査」を実施し「太地町都市計画マスタープラン」と「太地町事前復興計画」を同時に策定し、復興時のまちづくりの行政の考え方の骨子を設定し、公表している。→Step6・Step7 を実施
- ・太地町では和歌山県が示した復興計画事前策定の手引き（平成 30 年 2 月）の考え方を踏まえながら、都市計画マスタープラン策定時に懇談会を開催している。懇談会を通じて町民の意見を収集すると共に、町民へ復興事前準備の必要性などを周知しながら、復興時のまちづくり計画の事前検討に取り組んでいる。

表 太地町での復興事前準備に関する取組経緯

	出来事	取組
平成 22 年度	東日本大震災発災 (平成 23 年 3 月 11 日)	
平成 23 年度	津波防災地域づくり法	
平成 24 年度	「南海トラフの巨大地震及び 「東海・東南海・南海 3 連動 地震」による津波浸水につい て (平成 25 年・和歌山県)	
平成 25 年度	防災都市づくり計画策定指針 (平成 25 年 5 月)	
	「津波避難対策特別強化地 域」に指定(平成 26 年 3 月)	
平成 27 年度	和歌山県都市計画区域マスタ ープラン(東牟婁圏域)(平 27 年 5 月)	
	第 5 次太地町長期総合計画 (平成 28 年 3 月)	
平成 28 年度		高台移転に関する検討
平成 29 年度		太地町国土強靱化地域計画(平成 29 年 4 月)
平成 30 年度	復興計画事前策定の手引き (和歌山県・平成 30 年 2 月)	
	復興まちづくりのための事前 準備ガイドライン公表 (平成 30 年 7 月)	
令和元年度		復興まちづくりに関する住民意向調査
令和 2 年度		太地町都市計画マスタープラン(令和 3 年 3 月)
		太地町事前復興計画(令和 3 年 3 月)

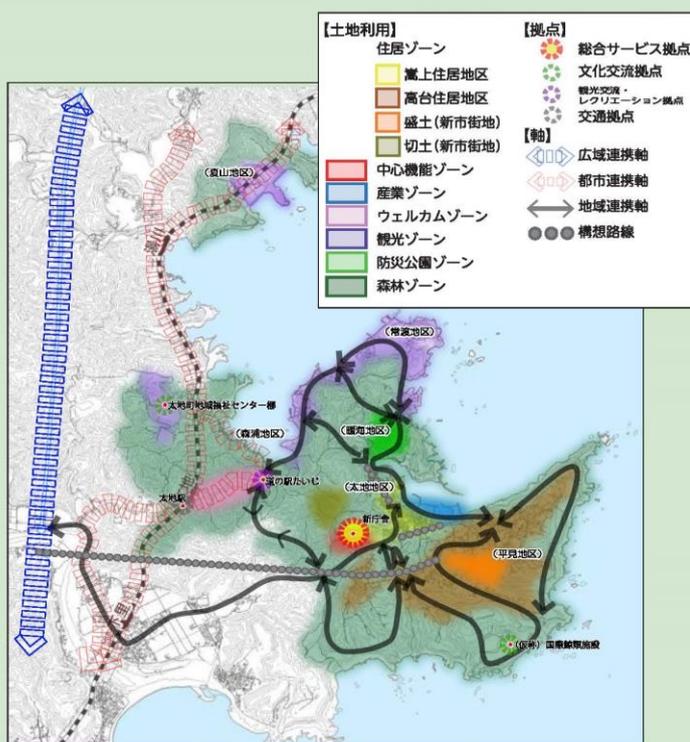
表 太地町における復興事前準備の内容と計画との関係

計画		復興体制	復興手順	復興訓練	基礎データ	復興目標 (復興計画)
地域防災計画	太地町地域防災計画 (令和2年3月)	◎	-	-	○	○
都市計画マスタープラン(MP)	太地町都市計画マスタープラン (令和3年3月)	-	-	-	-	◎
事前復興計画	太地町事前復興計画 (令和3年3月)	-	-	-	-	◎
その他の計画	太地町国土強靱化地域計画 (令和3年3月)	-	-	-	◎	-

◎:内容に関する中心的な計画となる ○:他計画の内容を受け止める

復興期の主な整備方針(案)

- 海岸堤防を整備した上で、低地部の居住誘導エリアは盛土で浸水を抑制
- 盛土部より海側は原則非可住地とし、公園や産業ゾーン(漁業、水産加工場)を検討
- 高台谷埋め盛土部の上面整備とともに、低地盛土用土砂を捻出するため山地を切土し、新たに宅地を確保することにより本町の住民の移転先の受け皿とする
- 必要に応じ周辺自治体住民の受け入れも検討
- 海岸沿いの景勝地は展望や親水の場とし公園を検討
- がれき集積用地は、がれき撤去後公園・緑地を整備



出典:太地町事前復興計画概要版パンフレット

4 取組項目別の留意点

復興体制、復興手順、復興訓練、基礎データの事前整備・分析と、復興における目標等の事前検討にあたっての留意点を整理する。

復興体制の事前検討

復興体制の事前検討では、4つのパターンが挙げられる。市町村の状況に応じて、できるだけ具体的に検討しておく必要がある。

- ① 復興時の対応として、復興推進体制を立ち上げることを計画に位置づける。
- ② 「①」に加えて、庁内関係各課での役割分担を明確にする。
- ③ 「①」に加えて、住民との関わりを位置づける。
- ④ 「①」に加えて学識経験者やコンサルタントとの協力体制を位置づける。

復興体制の事前検討は、庁内の復興体制として、災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、その後、復興に関する業務を遂行するための推進体制（災害復興本部）を立ち上げることを位置づけるパターンが基本である。これに加えて、関係各課の役割を明確にするパターンや、被災後の住民の意向把握や合意形成に向けて住民との関係を示すパターン、学識経験者や外部主体との協力体制までを示すパターンがある。自治体の状況に応じて、できるだけ具体的に検討しておく必要がある。

□復興事前準備における、復興体制

	事例														
<p>①+② 関係各課の役割を明確にした復興体制を位置づける</p>	<p>(兵庫県) 佐用町地域防災計画 第2節 町復興本部の組織・運営 町復興本部の組織・運営は、災害の規模、被害状況等を勘案して決定する。また、復興本部の運営に当たっては、災害対策本部が実施する事務との整合性を図る。</p> <p>2 各部の分掌事務</p> <table border="1" data-bbox="520 524 1347 842"> <thead> <tr> <th>部 名</th> <th>分 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>統括部 (企画防災課) (総務課広報室)</td> <td>□復興に関する総合的企画及び調整に関すること □復興本部会議の事務局</td> </tr> <tr> <td>総務対策部 生活対策部 医療健康対策部 教育対策部 地域対策部</td> <td>□住民の生活、文化の復興に関すること □都市・住宅の復興に関すること</td> </tr> <tr> <td>建設農林対策部</td> <td>□地域産業の復興に関すること □道路等の復興に関すること</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 復興本部会議</p> <table border="1" data-bbox="520 869 1347 958"> <thead> <tr> <th>構 成 員</th> <th>事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長・副本部長</td> <td>□復興の基本方針、復興に係る重要施策の審議、調整</td> </tr> <tr> <td>本部長・事務局</td> <td>□各部の重要事項の報告</td> </tr> </tbody> </table>	部 名	分 掌 事 務	統括部 (企画防災課) (総務課広報室)	□復興に関する総合的企画及び調整に関すること □復興本部会議の事務局	総務対策部 生活対策部 医療健康対策部 教育対策部 地域対策部	□住民の生活、文化の復興に関すること □都市・住宅の復興に関すること	建設農林対策部	□地域産業の復興に関すること □道路等の復興に関すること	構 成 員	事 務	本部長・副本部長	□復興の基本方針、復興に係る重要施策の審議、調整	本部長・事務局	□各部の重要事項の報告
部 名	分 掌 事 務														
統括部 (企画防災課) (総務課広報室)	□復興に関する総合的企画及び調整に関すること □復興本部会議の事務局														
総務対策部 生活対策部 医療健康対策部 教育対策部 地域対策部	□住民の生活、文化の復興に関すること □都市・住宅の復興に関すること														
建設農林対策部	□地域産業の復興に関すること □道路等の復興に関すること														
構 成 員	事 務														
本部長・副本部長	□復興の基本方針、復興に係る重要施策の審議、調整														
本部長・事務局	□各部の重要事項の報告														
<p>①+③ 中間支援組織を位置づけた、復興まちづくり体制</p>	<p>(静岡県) 富士市 事前都市復興計画 復興プロセス編</p> 														
<p>①+④ 学識経験者を含めた体制を位置づける</p>	<p>(福島県) いわき市地域防災計画</p> <p>(1) 市の災害復興推進体制 甚大な被害により復興に相当の期間を要すると考えられる場合には、市長は、すみやかに復興本部会議を招集し、災害復興推進体制の検討を行う。災害復興推進体制は、全庁を挙げて関係機関・団体との連携を図りながら、復興への取組を推進できる組織体制とする。</p> <p>(2) 市や市民、学識経験者などによる復旧・復興計画の検討・推進組織の設置 被災後の具体的な復旧・復興計画の策定や、復興の取組を進めるにあたって、その過程における様々な検討には、市だけでなく、市民や市内の事業所、学識経験者など幅広い参加者からなる検討・推進組織を設置し協議・検討を行う。</p>														

復興手順の事前検討

復興手順の事前検討では、次の3パターンが挙げられ、復興体制と同様に市町村の状況に応じて、できるだけ具体的に検討しておく必要がある。

- ①被災後の復興手順を整理しておく。
- ②「①」に加えて、庁内の関係各課の役割分担も含めて整理する。
- ③「①」に加えて、被災後の住民や事業者との役割分担も含めて手順として整理する。

復興手順の事前検討は、被災後の手順を簡略化して計画に位置づけるパターンや、これに加えて、関係各課の役割を明確にするパターンと、住民や事業者も含めた役割を示すパターンがある。復興体制と同様に市町村の状況に応じて、できるだけ具体的に検討しておく必要がある。

復興事前準備における、復興手順

		事例						
①+② 庁内での関係各課での役割分担を整理	(静岡県) 焼津市震災復興都市計画行動計画 平成19年7月							
	期間	重点事項	都市計画課	都市整備課	建築指導課	住宅営繕課	区画整理課	下水道課
	発災直後～おおむね2週間	人命救出・被害状況把握	発災後の初動期は、人命救出を最優先とし、被害状況の把握に努める。建築指導課は、被災建築物の応急危険度判定作業の実施。人心が不安定な時期に復興の話を検討することは、不可能なため、人命救出と状況把握及び応急的な被災者の支援を中心とした活動を行う					
2週間～2ヶ月	被災状況の把握、整理	<input type="checkbox"/> 着手 <input type="checkbox"/> 済 課税課等の被災状況報告を整理		<input type="checkbox"/> 着手 <input type="checkbox"/> 済 応急危険度判定結果に基づく、被災状況の集約。				
	市復興方針の決定	<input type="checkbox"/> 着手 <input type="checkbox"/> 済 被災情報をもとに大規模被災地域の復興について検討	<input type="checkbox"/> 着手 <input type="checkbox"/> 済 被災情報をもとに大規模被災地域の復興について検討	<input type="checkbox"/> 着手 <input type="checkbox"/> 済 被災情報をもとに大規模被災地域の復興について検討	<input type="checkbox"/> 着手 <input type="checkbox"/> 済 被災情報をもとに大規模被災地域の復興について検討	<input type="checkbox"/> 着手 <input type="checkbox"/> 済 被災情報をもとに大規模被災地域の復興について検討	<input type="checkbox"/> 着手 <input type="checkbox"/> 済 被災情報をもとに大規模被災地域の復興について検討	<input type="checkbox"/> 着手 <input type="checkbox"/> 済 被災情報をもとに大規模被災地域の復興について検討
		※一部抜粋						
①+③ 行政・住民・事業者の役割分担を整理した事例	(高知県) 香南市事前復興計画 平成30年10月							
	(1) 都市の復興プロセス							
	発災前 応急期	復興の流れ	市民・事業者のうごき ●市民・事業者は、自主防災組織の本部設置場所を確認する。 ●市民・事業者は、自宅や事業所等が倒壊しないよう、建物の耐震化を行う。 ●市民・事業者は、行政が実施する地籍調査に協力する。	地域等のうごき ●自主防災組織は、市民の防災意識向上を図るため、防災訓練等を定期的の実施する。 ●事業者は、事業所内の防災訓練のほか、地域の自主防災組織と協働での防災訓練を実施する。	行政のうごき・支援策 ●大きな被害が想定される地域や建物が密集している地域などを中心に、計画的に地籍調査を実施する。 ●大きな被害が想定される地域やまちづくり課題を抱えている地域等において、市民・事業者等との協働による復興まちづくり訓練を実施する。			
		被害確認	●市民は、自宅の被害の程度を確認し、自主防災組織に報告する。 ●事業者は、事業所等の被害の程度を確認し、商工会議所等に報告する。	●自主防災組織は、地域の被害状況を集約し、地区まちづくりセンターへ報告する。 ●自主防災組織は、地域を巡回し、被害状況の報告のない世帯の被害状況を確認する。	●応急危険度判定調査を実施し、余震等に対する住宅等の安全性を判定する。 ●自主防災組織からの報告を基に、特に被害が大きかった地域等から順に被害調査を実施する。			
		復興方針の策定	●市民・事業者は、行政が作成する復興方針を把握する。	●町内会やまちづくり協議会は、復興方針について、市民への周知に協力する。	●復興まちづくりの方向性を示す復興方針を策定し、市民等に対して周知を図る。			
		復興地区区分の設定	●市民・事業者は、自らが所有する土地がどの復興地区に区分されたか把握する。	●町内会やまちづくり協議会は、自らの地区がどの復興地区に区分されたか把握する。	●被災状況や都市計画マスタープランにおける地域の位置付けから、復興地区区分を設定し周知する。			
		第一次建築制限<復興重点地区>	●市民・事業者は、建築制限区域に指定された土地で、新たな建築を行わない。	●町内会やまちづくり協議会は、自らの地区に建築制限がされた場合は、所有者の把握等について、行政に協力する。	●復興まちづくりに支障をきたす建築物を未然に防ぐため、復興重点地区において、発災後から最長2ヶ月の建築制限を実施する。			
意向調査		●市民・事業者は、復興計画策定に係る意向調査に協力する。	●町内会やまちづくり協議会は、市民に対し、行政が実施する意向調査への協力を呼びかける。	●復興計画の策定に向け、市民や事業者の意向を反映するため、意向調査を実施する。				
香南市では②の内容は、別途、職員向けの行動マニュアルを策定し、対応している。								

復興訓練の実施

復興訓練の実施では、大きく次の2つのパターンが挙げられる。まずは職員の人材育成を行った上で、住民との訓練を進めることが重要である。

○職員の人材育成としての復興訓練

- ① 復興まちづくりイメージトレーニングの実施
- ② 職員の被災時の復興体制や復興手順、復興まちづくりの図上演習としての訓練

○住民を対象とした訓練

- ③ 復興まちづくりイメージトレーニングの実施
- ④ 住民との被災後の復興まちづくり計画の事前策定を目的とした訓練

復興訓練は、被災後の復興の取組を対象に、その手順の確認や復興まちづくりの考え方を検討する等を目的としている。参加対象は、職員向けと住民向けのものに分けられる。

職員の人材育成を目的とした復興訓練は、復興まちづくりイメージトレーニングを実施している自治体が多く、都道府県が主体となって、県下市町村を対象とした訓練を実施している事例もある。また、職員が復興プロセスを学ぶ図上演習も実施されている。

住民を対象とした復興訓練は、復興まちづくりイメージトレーニングや、地区の復興まちづくり計画を策定することを目的として実施されている訓練もある。（富士市吉原本町駅周辺地区復興まちづくり計画等）

住民の復興事前準備への取組に関するきっかけは、災害の切迫度や組織の有無を踏まえて行うことが重要である。

※「復興まちづくりイメージトレーニング」については、下記を参照。

https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_fr_000032.html

□復興事前準備における復興訓練

	事例
<p>① 復興まちづくり イメージトレーニング</p>	<p>(埼玉県) 蓮田市における復興まちづくりイメージトレーニング</p> <ul style="list-style-type: none"> 埼玉県では、県及び市町村の職員などを対象にワークショップ形式の研修を実施している。  <p>出典：埼玉県ホームページより</p>
<p>② 職員の復興まちづくりの図上演習に関する訓練</p>	<p>(東京都) 品川区における復興まちづくり図上演習</p> <ul style="list-style-type: none"> 東京都の震災復興マニュアルに基づき、復興まちづくりの図上演習プロセスの模擬訓練を行い、職員のより一層の意識の向上と復興手順の習熟を図る。地域特性を考慮した都市復興計画案を作成するため、まち歩き、復興地区区分の設定、都市復興基本方針の策定、震災復興まちづくりのたたき台の作成を実施。
<p>④ 住民との復興訓練</p>	<p>(静岡県) 富士市における復興まちづくり訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> 元吉原地区まちづくり計画の改定と合わせて、復興まちづくり訓練を実施。訓練概要は、「事前復興の必要性」「災害リスクの確認」「生活・住宅再建にむけて、事前にやるべきことの検討」「被害を最小限に食い止める取組の検討」  <p>出典：元吉原地区まちづくり ニュース N02 より</p>

■オンライン形式で復興訓練を実施している事例

これまでの復興訓練では、対面形式での取組が一般的であったが、近年は、災害発生時の混乱する状況下で職員をはじめとする関係者の集合が困難となる状況も想定したオンライン形式での復興訓練を実施する事例も見られる。

■東京都 オンライン方式による復興訓練

1 目的

- 東京都では、首都直下地震などの大地震が発災した際に、迅速に都市復興できるようにするため、都及び区市町村職員を対象として、学識経験者の指導・助言のもと、都市復興に係る訓練を実施している。本訓練は、令和2年度より、コロナ禍に対応するため、WEB会議を活用した、遠隔・非接触式のオンライン訓練に移行し実施している。

2 参加者

- 広域都市復興訓練：東京都の職員
- 都市復興訓練：区市町村の職員、UR、災害復興まちづくり支援機構、東京都都市づくり公社
- 復興まちづくり実務者養成訓練：区市町村の職員

3 プログラム、研修内容

- 「東京都震災復興マニュアル」に基づく復興計画等の策定や、震災前に地域住民と共同で実施する事前復興プログラムづくり等を実施。
- 訓練には、学識経験者のほか、実際の被災時に連携が想定される団体や、計画策定を支援するコンサルタント等が、それぞれの役割に沿って参加。
- 専用アプリ等のインストールを必要とせず、Webブラウザで作動するアプリケーションのみでオンライン訓練を構築。

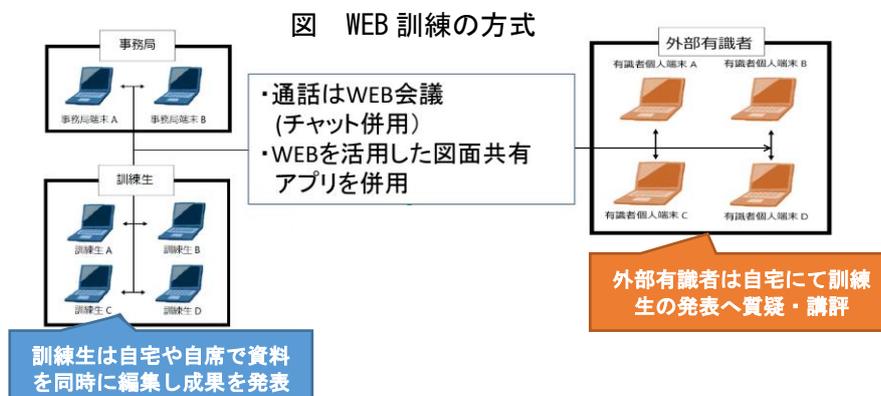


図 オンライン訓練の様子

○バーチャル現地踏査の導入

⇒電子化された被害想定図等を基に、3D マップ等により、現地に赴かず地域を確認



出典：写真データ©2022Google ストリートビュー

○WEB 会議やアプリを使用した検討、発表

⇒電子化された図面を基に、WEB 会議内で共有すると共に、全て WEB 上で図面に記載し、協議



■京都市の事前復興の取組と復興イメージトレーニングとオンライン研修

1 目的

- ・ 大規模地震により大きな被害が発生した場合においても迅速な復興を行えるよう、復興事前準備の重要性を再確認するとともに、復興イメージトレーニングを行うことで、職員の意識と対応力の向上を図り、京都市の復興事前準備の取組を推進することを目的とする。
- ・ また、本研修は、地震による大規模な被害が発生した後、関係者（区役所職員や学識経験者）が一堂に会することができない状況の中でも復興まちづくりの計画を立案できるよう Zoom を利用したオンラインでの研修とする。

2 出席者

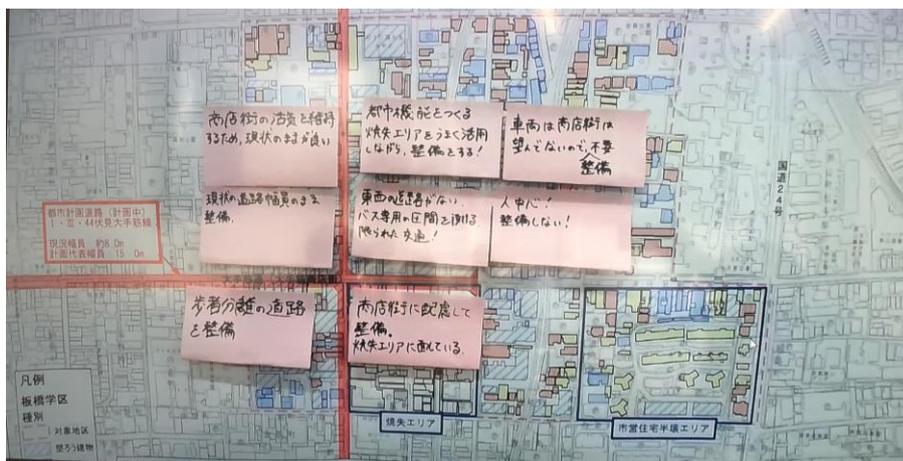
- ・ 都市計画局に所属する職員のうち受講を希望する職員 約10名程度

3 プログラム、研修内容

- ・ ZOOM によるオンライン開催

時間	内容
14:00-14:10	開会のあいさつ
14:10-14:20	京都市の事前復興の取組と本日の研修内容について
14:20-15:55	復興イメージトレーニング 対象地区の復興方針について、図面情報をカメラで撮影し共有しながら意見交換及び取りまとめを行う。 【手順】 ①事前に検討した復興方針を発表。 ②複数の復興方針のうちどの案が最良か意見交換を行う。 ③復興方針を取りまとめる。 ◆アドバイザー：京都大学防災研究所 牧 紀男 教授
15:55-16:00	閉会のあいさつ

図 訓練で挙げられた意見



基礎データの事前整理、分析

基礎データの事前整理、分析では、大きくはデータの整備・分析と、不足しているデータの整備・更新に分けられる。

○基礎データの整理・分析

①基礎データを整理し、まちの課題を分析

○不足するデータの整備・更新

②基本情報のデータ整備を計画に位置づける

③基礎データのバックアップを計画に位置づける

④地籍調査の実施を計画に位置づける

基礎データの整理としては、平時の業務の中でデータの有無や更新状況を確認する事例が見られ、分析では、立地適正化計画（防災指針）等の策定の際に被害想定を把握している事例が見られる。データの整備保全やバックアップ対応を進めることを計画に位置づける事例、地籍調査の実施を位置づける事例が見られる。

□基礎データの事前整理、分析

	事例
① 基礎データの分析による被害想定 の把握	<p>（愛知県）知多市立地適正化計画 令和3年3月（令和4年3月変更）</p> <ul style="list-style-type: none"> 立地適正化計画（防災指針）の中で、災害リスクと都市計画情報の重ね合わせを行い、リスク分析・評価を行うことで、防災対策を定めている。 
② 基礎データの整備を位置づけ	<p>福岡県地域防災計画 地震・津波対策編 令和3年9月8日</p> <ul style="list-style-type: none"> 復興の円滑化のための各種データの整備保全 <p>国、県及び市町村は、復興の円滑化のため、あらかじめ戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面等データの整備保存並びにバックアップ体制について整備しておくものとする。</p>
③ 基礎データのバックアップを位置づけ	<p>（岩手県）田野畑村地域防災計画 令和3年3月</p> <ul style="list-style-type: none"> 重要な行政データのバックアップ <p>重要な行政データは、平成30年度に各種システムの総合クラウド化を図り元データと同時被災しないよう遠隔保管を実施している。今後、各課で管理しているデータのバックアップ状況の全庁一元管理についても、個人情報保護に配慮しつつ、必要に応じて継続的な検討を行うものとする。</p>
④ 地籍調査を計画に位置づけ	<p>（愛知県）岡崎市防災都市づくり計画 平成31年3月</p> <p>地籍調査によって土地の境界の位置や面積を明確にするなど、早期の復興に向けた準備を整える。</p>

復興における目標等の事前検討

復興における目標等の事前検討では、大きく次の5つのパターンが挙げられる。

- ① 復興計画の基本構成について整理している。
- ② 「①に加えて」目標や基本方針などの内容について整理している。
- ③ 「①に加えて」被災後の住民等との関わりを含めて、復興計画の策定プロセスを整理している。
- ④ 「①に加えて」全行政区域における被災後の復興まちづくりの方針の考え方を整理している。
- ⑤ 「①に加えて」被災前から高台移転する等、実際の事業も想定しながら甚大な被害が想定される地区の復興まちづくりの考え方を整理している。

目標等の事前検討では、「復興計画の基本的な構成を整理する（①）」を基本に、検討のレベルに応じて、上記の②～⑤のパターンがある。

このうち都市計画マスタープランにおいて、復興の目標等を位置づける場合は、④や⑤のパターンに該当する事例が見られる。

また、和歌山県や高知県下の市町村では、被災前の高台移転等の事業実施も見据えつつ、各県のガイドラインに基づきながら事前復興計画を策定している。甚大な被害が想定される地区を対象に復興パターンを検討し、位置づけている事例もある。

□復興事前準備における、目標等の事前検討

事例	
<p>① 復興計画の基本構成について整理</p>	<p>(東京都) 江戸川区地域防災計画 令和3年度修正 都市復興基本計画の策定・公表</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市復興基本方針を踏まえ、土地利用方針、都市施設の整備方針、市街地の整備方針など、地区ごとの具体的なまちづくり方針について区民等の意見を聞き、その意見が十分に反映されるよう必要な措置を講じ、都市復興基本計画を策定、公表することとしている。
<p>②+③ 復興まちづくりの目標や発災後の住民との関わりを含めた策定プロセスを定める</p>	<p>(高知県) 香南市事前復興計画 平成30年10月</p> <ul style="list-style-type: none"> 復興まちづくりを迅速かつ着実に推進するため、「都市の復興」、「くらしの復興」、「住宅の復興」、「産業の復興」の4分野に体系立て、「基本理念」の実現に向けた目標と目標達成のための施策を定めている。 また、地域が主体となった復興まちづくり体制として、発災後に地域の復興まちづくりの方針等を検討する「地域復興協議会」を設立することとしている。 <div data-bbox="917 515 1348 795"> <p>香南市復興計画の基本理念(案)</p> <p>①地域で助け合い・支え合い、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めます。 ②地域産業を再生し、地域に活力を取り戻すまちづくりを進めます。 ③地域を豊にし、ふるさとで住み続けたいと思えるまちづくりを進めます。</p> <p>関係者が共通認識として持つべき復興まちづくりの基本的な考え方</p> <p>4分野に体系立て、「基本理念」の実現に向けた目標</p> <p>分野ごとの目標を達成するための主な施策</p> </div>
<p>④ 復興まちづくりの目標や実施手法を定める</p>	<p>(東京都) 豊島区都市計画マスタープラン 令和3年4月</p> <ul style="list-style-type: none"> 地区ごとに都市基盤の整備状況や被災状況に応じて、復興のイメージとして、「土地区画整理事業などの面的な市街地整備により復興を検討すべき地区」や「個別まちづくり事業を組み合わせた道路と街並みを総合的に形成する地区」等の方針を定めている。 <div data-bbox="829 862 1380 1064"> <p>イメージ1 土地区画整理事業などの面的な市街地整備により復興を検討すべき地区</p> <p>○木道密集市街地など都市基盤が未整備で大被害を受けた地区では、土地区画整理事業などによる面的な市街地整備を検討し、安全性や利便性の高いまちづくりをめざします。</p> <p>○池袋副都心に隣接する利便性が高い地区は、土地区画整理事業や市街地再開発事業を軸とした市街地整備を検討します。</p> </div> <div data-bbox="438 1108 821 1344"> <p>エリア別の整備イメージ</p> <ul style="list-style-type: none"> 土地区画整理事業などの面的な市街地整備により復興を検討すべき地区 個別まちづくり事業を組み合わせた道路と町並みを総合的に形成する地区 誘導型の街並み形成により復興を進める地区 個別の不燃化再建を主体とした共同化・小規模開発により復興を推進する地区 池袋副都心における都市開発の積極的な展開により復興に寄与すべき地区 </div>
<p>⑤ 事前の復興の取組として、平時からの高台移転の検討を方針に位置づけ</p>	<p>(和歌山県) 太地町事前復興計画 令和4年3月</p> <ul style="list-style-type: none"> 事前復興計画の復興まちづくりの整備方針で盛土、切土部ゾーン等を検討している。 <div data-bbox="406 1444 821 1960"> <p>復興まちづくり整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 海岸堤防を整備した上で、低地部の居住誘導エリアは盛土により浸水を抑制 盛土部より海側は原則非可住地として、公園や産業ゾーン(漁業、水産加工場)を検討 高台谷埋め盛土部の上面整備とともに、低地盛土用土砂を捻出するため、山地を切土し、新たに居住地を確保し、非可住地となった従前居住地の移転先とする 海岸沿いの景勝地は、展望や親水の場として、公園を検討 応急仮設住宅の候補地として、新たに整備される高速道路ICからアクセスのよい場所を検討 がれき集積用地の候補地として、大きな被害を受ける海岸沿いの用地を検討するとともに、がれき撤去後は公園・緑地を整備 </div> <div data-bbox="853 1444 1332 1960"> </div>